

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年7月10日(水)午後1時30分から午後2時14分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員(10人)

会 長	10番	齊 藤 常 夫
会長職務代理	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	海老原 茂
委 員	2番	萱 橋 敏 男
委 員	3番	飯 泉 秀 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	6番	前 島 守
委 員	7番	菊 地 典 夫
委 員	8番	羽 田 茂
委 員	9番	矢 口 剛

農地利用最適化推進委員(10人)

委 員	大 山 謙 吉
委 員	飯 田 一 夫
委 員	榎 田 実
委 員	文 隨 靖
委 員	中 島 一 郎
委 員	小 菅 庄 一
委 員	吉 田 義 博
委 員	豊 島 芳 夫
委 員	羽 田 貞 義
委 員	飯 泉 博

農業委員会事務局職員(3人)

事務局 長	岩 本 将 史
事務局 長補佐	石 神 正 夫
主 査	大久保 慎太郎

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	農地法第3条の規定による賃借権設定の許可について
議案第4号	農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第4条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ③農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について
- ④制限除外の農地の移動届について

7. 会議の概要

1. 事務局（岩本事務局長）

定刻となりました，ただいまから令和元年7月定例総会を開催いたします。

携帯電話等につきましては，電源を切るか，マナーモードにさせていただきますようお願い致します。

それでは，定例総会の開催にあたりまして齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

1. 議長（齊藤会長）

皆さん大変お忙しい中，7月の定例総会にご出席をして頂きまして大変ありがとうございます。

今月初めの九州南部を中心とした大雨により，川の増水や土砂災害が発生しました。

人的被害や住宅倒壊も発生しましたし，農地の被害も出ているようであります，被

災された方々にお見舞いを申し上げます。

さて、本日の定例総会終了後に「農地利用最適化推進連絡会」を行う予定になっておりまして、農地利用最適化推進委員にも本日の総会に出席して頂いております。この推進連絡会では、「農地利用状況等調査」、これを中心に議論していただくことになっておりますが、農水省から「人・農地プランの充実に向けた工程表が示されました。今回議論して頂く「農地利用状況等調査」はこの工程表の第一ステップとなるものであります。したがって極めて重要な調査となりますので皆様方の十分な議論をお願いしたいと思っております。

さらに、7月3日につくばみらい市農業再生協議会総会がありました。この委員に私になっておりますが、当日現地調査があったため、中山職務代理に出席して頂きました。この総会の議案は、①令和元年度事業計画および活動計画、②つくばみらい市農業再生協議会水田フル活用ビジョン、この2つでありまして、詳細はこの総会終了後の連絡会で報告したいと思っておりますので、このあいさつの中では省略させていただきます。

本日の総会は、議案6件と報告事項4件となっております。議案も多いことから、皆様方の慎重かつ精力的なご審議をお願いしまして、簡単ですが挨拶と致します。よろしくお願いたします。

1. 事務局（岩本事務局長）

ありがとうございました。

本日の出席議員は農業委員10名中10名であります。委員の出席人数が定足数に達しておりますので会議は成立しております。

又本日、推進委員におかれましては10名の出席をいただいております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長にお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めさせていただきますので皆様のご協力お願い致します。

まず、議事録署名委員の選出でございますが、私の方にご一任していただくことにご異議はございませんか。

（異議なしの声）

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので、異議なしと認めまして、

早速指名させていただきます。8番羽田委員，1番海老原委員2名を議事録署名委員に選出いたしますのでよろしくお願いいたします。書記は，事務局でお願い致します。

早速議案に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は9件となっております。1ページをご覧ください。受付番号1番，申請理由は雨水排水用ボックスカルバート埋設工事のための賃貸借となっております。申請地は，■■■■字■■■■番■■■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は1，539㎡でございます。令和元年10月31日までの一時転用となっております。

続きまして受付番号2番，申請理由は太陽光発電設備設置のための売買となっております。申請地は，■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記，登記山林，現況畑，面積は370㎡，同じく■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記山林，現況畑，面積は973㎡，合計2筆 1，343㎡でございます。事業計画につきましては，別紙「参考資料①」をご覧ください。

続きまして受付番号3番，申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は，■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記，現況とも畑，面積は262㎡でございます。

続きまして受付番号4番，申請理由は自己住宅建築のための贈与となっております。申請地は，■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記，現況とも畑，面積は452㎡でございます。

続きまして受付番号5番，申請理由は太陽光発電設備設置のための売買となっております。申請地は，■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記，畑，現況資材置場，面積は351㎡でございます。事業計画につきましては，別紙「参考資料②」をご覧ください。

続きまして受付番号6番，申請理由は長屋住宅建築のための使用貸借となっております。申請地は，■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記，現況とも畑，面積は837㎡でございます。

続きまして受付番号7番，申請理由は共同住宅建築のための使用貸借となっております。申請地は，■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記，現況とも畑，面積は1，311㎡，■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記，現況とも畑，面積は482㎡，合計2筆1，793㎡でございます。

続きまして受付番号8番，申請理由は太陽光発電設備設置のための賃貸借となってお

ります。申請地は、■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも田，面積は2，932㎡，■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも田，面積は205㎡，■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも田，面積は608㎡，合計3筆3，745㎡でございます。事業計画につきましては，別紙「参考資料③」をご覧ください。

続きまして受付番号9番，申請理由は保育所建設のための売買となっております。申請地は，■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも田，面積は387㎡，■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも田，面積は2，508㎡，合計2筆2，895㎡でございます。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい，続きまして現地確認及び書類審査の報告いただきたいと思っております。伊奈地区につきまして，4番栗原委員報告をお願いします。

1. 栗原委員

はい，ご報告いたします。7月3日8時50分より齊藤会長，前島委員，羽田委員，私，事務局から岩本局長，大久保主査の出席で書類審査及び現地調査を行いました。受付番号1番，地図は4ページになります。地図中央の大和田集会所にあります東光院というお寺の北側の部分が平成30年度に許可した大規模な太陽光発電用地となっております。現在工事が進められております。申請地はそのすぐ東側になります。作付けはありませんでした。

申請理由は，太陽光発電設備のための雨水排水用ボックスカルバートを埋設するというものです。申請地の農地区分は，農振農用地区域内農地と判断いたします。仮設工作物の設置等一時的な利用でその必要性があり，かつ農業振興地域整備計画に支障を及ぼさないことから，農振農用地区域内農地の例外許可基準に該当すると判断致しました。資金計画については自己資金で賄い，関係他法令との調整もされており，令和元年10月31日までの一時転用となっております。

続きまして受付番号2番，地図は5ページになります。申請地は平和台住宅自治会集会所に隣接した場所となっております。現地は短い草が生えている状態でした。また，目の前が畑でその周りには太陽光発電パネルが設置されている環境です。申請地の農地区分は，住宅等が連たんしており，土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため，2種農地と判断いたします。別紙「参考資料1」にもありますが，発電量は49.5kwで，300wパネル304枚，パワーコンディショナーを5台設置する計画となっております。経済産業省及び東京電力と

の調整も終了しており、2種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設のための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号3番、地図は6ページになります。申請地は県道を挟んで板橋小学校の目の前になります。作付けも無く雑草も生えていないような状態でした。申請地の農地区分は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メートル以内に板橋小学校、はしもと歯科クリニックがあることから3種農地と判断いたします。申請者は、申請地1筆262㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。関係法令との調整も行っており、自己住宅建築のための許可要件を満たしていると考えます。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。続いて谷和原地区につきまして7番菊地委員報告をお願いします。

1. 菊地委員

それでは、7月3日午後1時30分より行いました書類審査、現地調査を報告します。メンバーは齊藤会長、中山職務代理委員、萱橋委員、私、事務局より岩本局長、大久保主査、計6名でいました。

受付番号4番、地図は7ページになります。場所は県道土浦野田線福岡地区のコンビニエンスストア、ミニストップのある交差点より200m先の左側にありました。申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。申請者は、申請地1筆452㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号5番、地図は8ページになります。場所は福岡地区にあります、つくばみらい消防署東部出張所の向かい側のY字路になっているところの三角形の地形の土地でありました。申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。別紙「参考資料2」にもありますが、発電量は16.5kwで、300wパネル72枚、パワーコンディショナーを3台設置する計画となっております。経済産業省及び東京電力との調整も終了しており、2種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設のための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号6番、地図は9ページになります。場所はみらい平の富士見ヶ丘付近の集合住宅が立ち並ぶ一角にありまして、きれいに管理されている土地でありました。申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。申請者は、申請地1筆837㎡を利用し、長屋住宅を建築する計画となっております。関係法令との調整も行っており、長屋住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号7番、この案件も地図は9ページになります。場所は先ほどの受付番号6番の土地の向かい側にありました。申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。申請者は、申請地2筆1,793㎡を利用し、共同住宅を建築する計画となっております。関係法令との調整も行っており、共同住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号8番、地図は10ページになります。場所は、新守谷駅東側にあります開地学園の北側で現在は耕作放棄地になっている場所でありました。申請地の農地区分は、申請地からおおむね300メートル以内に新守谷駅があることから、3種農地と判断いたします。別紙「参考資料3」にもありますが、発電量は266.4kwで315wパネル1,034枚、パワーコンディショナーを8台設置する計画となっております。経済産業省及び東京電力との調整も終了しており、3種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設のための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号9番、地図は11ページになります。場所は筒戸地区農村集落センターの下にある水田できれいに管理されている場所でありました。申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。公益性が高いと認められ、土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業の中の、社会福祉法による社会福祉事業に該当すると判断しました。申請者は、申請地2筆2,895㎡を利用し、保育所を建設する計画となっております。関係法令との調整も行っており、保育所を建設するための許可要件を満たしていると考えます。以上です。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

はいありがとうございました。現地確認及び書類審査の報告が終わりましたのでこれより審議していきます。まず受付番号1番についてご質問のある方の挙手をお願いしま

す。

(挙手あり)

1. 議 長 (齊藤会長)

はい, 3 番飯泉委員

1. 飯泉委員

3 番飯泉です。ちょっと内容をお聞きしたいのですが, ここは用地全部で1, 5 3 9 m²で, たぶん工事のエリアも含めて令和3年まで一時賃貸すると解釈したのですが。この中でボックスカルバートを埋設するということなのですが, これは大きさはどれくらいのボックスカルバートでどういう形, 例えば水路まで抜いていく一部なのか, その辺分かればお知らせ願えればと思います。

1. 議 長 (齊藤会長)

はい, 事務局お願いします。

1. 事務局 (大久保主査)

はい, 今回の議案第1号の1番の案件につきましては, 後程審議していただきます議案4号の農地法第3条の区分地上権の申請もされております。今回600×600のボックスカルバートを道路沿いに入れていく形になります。一番端のところは土地改良区の排水がありますので, そちらまでボックスカルバートを全部入れて, 排水に流す計画になっております。そのために使う資材を置いたり機械が入るために, 少し大きめに1, 5 3 9 m²という面積でやることになっています。以上です。

1. 飯泉委員

埋設した後は占有物件になるということでしょうか。

1. 事務局 (大久保主査)

議案4号の方で区分地上権を設定するということになります。

1. 議 長 (齊藤会長)

その辺はまた, 議案4号の方でご質問いただければと思います。

その他ご質問ありますか。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方お願いします。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

受付番号3番についてご質問のある方お願いします。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

ないようですので、受付番号4番についてご質問のある方お願いします。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて、受付番号5番についてご質問のある方お願いします。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

ないようですので、受付番号6番についてご質問のある方お願いします。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて受付番号7番についてご質問のある方お願いします。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

受付番号8番についてご質問のある方お願いします。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

受付番号9番についてご質問のある方お願いします。

(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、全員賛成により議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は4件となっております。12ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積2,054㎡、 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積1,723㎡、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積500㎡、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積730㎡、 字 番 、地目は登記、現況とも畑、面積46㎡、 字 番 、地目は登記、現況とも畑、面積119㎡、 字 番 、地目は登記、現況とも畑、面積1,196㎡、 字 番 、地目は登記、現況とも畑、面積105㎡、 字 番 、地目は登記、現況とも畑、面積82㎡、 字 番 、地目は登記、現況とも畑、面積1,104㎡、 字 番 、地目は登記、現況とも畑、面積2,700㎡、 字 番 、地目は登記、現況とも畑、面積935㎡、 字 番 、地目は登記、現況とも畑、面積206㎡、 字 番 、地目は登記、現況とも畑、面積144㎡、 字長渡呂 番、地目は登記、現況とも畑、面積682㎡、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積5,330㎡、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積400㎡、合計17筆18,056㎡の自作地、契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、 字 番 、地目は登記、現

況とも田，面積320㎡の自作地，契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番，申請地は，■■■■字■■■■番，地目は，登記畑，現況田，面積は1,620㎡，■■■■字■■■■番，地目は，登記畑，現況田，面積は310㎡，合計2筆1,930㎡の自作地，契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号4番，申請地は，■■■■字■■■■番，地目は登記，現況とも田，面積2,530㎡の自作地，契約内容は売買となっております。農地法第3条第2項各号につきましては，別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

1. 議長（齊藤会長）

はい続きまして，現地確認及び書類審査の報告いただきたいと思えます。まず伊奈地区につきまして，6番前島委員報告をお願いします。

1. 前島委員

農地法第3条の規定による所有権移転の許可について，7月3日の午前9時から行いました，書類審査と現地調査結果について報告いたします。メンバーは，齊藤会長，栗原委員，羽田委員と私，事務局から岩本局長，大久保主査の6名で実施しました。

受付番号1番，地図は14ページになります。申請地は，青木地区コミュニティ・プラントの周辺になります。現地は，耕作又は，きれいに管理されている状況でした。

申請者は，自作地約180アールを耕作しており，世帯員の常時従事者は1名で，水稻・野菜を作付する農家です。申請地は，登記現況とも田，5筆9,014㎡，登記現況とも畑，12筆9,042㎡，合計17筆18,056㎡で，譲受人が持分の2分の1を所有し，現在も水稻・野菜の栽培を行っております。今回，残りの持分2分の1を贈与により譲り受け，引き続き，水稻・野菜の栽培をするものです。

続きまして受付番号2番，地図は15ページになります。申請地は，県立伊奈高校の南東側になります。現地は，耕作されている状況でした。申請者は，自作地と借入地あわせて約249アールを耕作しており，世帯員の常時従事者は2名で，水稻・野菜を作付する農家です。申請地は，登記現況とも田1筆320㎡を規模拡大のため売買により譲り受け，水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号3番，地図は16ページになります。JA茨城みなみ 担い手支援センターの南東側になります。現地は，耕作されている状況でした。申請者は自作地約90アールを耕作しており，世帯員の常時従事者は2名で，花木を栽培する農家です。申請地は，登記畑，現況田，2筆1,930㎡を規模拡大のため売買により譲り受け，

花木を栽培する予定です。

以上のことから、1番から3番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。各委員のご審議をお願いいたします。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。続いて谷和原地区につきまして、2番萱橋委員報告をお願いします。

1. 萱橋委員

7月3日に齊藤会長、中山職務代理、菊地委員、私、事務局からは岩本局長、大久保主査の計6名で行った、書類審査並びに現地調査を行いましたので結果をご報告いたします。地図は17ページをご覧ください。

市役所の前の通りを谷和原大橋の方に向かって行きまして、大橋手前を左折して常磐道の手前になります。

申請者は、自作地約175アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名です。水稻・陸稻を作付する農家です。申請地は、登記現況とも田1筆2,530㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。以上のことから、4番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

はいありがとうございました。現地確認及び書類審査の報告が終わりましたのでこれより審議します。まず受付番号1番についてご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

続いて受付番号3番についてご質問のある方、挙手をお願いします

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

ないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

ご質問がないようですのでこれから採決します。

議案第2号について原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

はいありがとうございます。全員賛成により議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権設定の許可について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局 (大久保主査)

議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権設定の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による賃借権設定の許可申請は1件となっております。18ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積3,222㎡の自作地、契約内容は賃貸借となっております。農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。以上です。

1. 議 長 (齊藤会長)

はい、続きまして現地確認及び書類審査の結果をご報告いただきたいと思います。

8番、羽田委員報告をお願いします。

1. 羽田委員

それでは、賃借権の設定の許可について発表いたします。

7月3日9時より書類審査、現地確認を行いました。メンバーは伊奈地区の午前中のメンバーと同じです。地図は19ページでございます。この場所はちょっと分かりづらいと思いますが、つくばみらい市の第4保育所より東方面、狸穴集落に向かう農道で集落の手前右側の畑でございます。本申請は農業用フィルムの性能評価の試験研究のため申請されたものです。本申請は、農業用フィルムの性能評価の試験研究のため申請されたものです。

試験研究用の圃場として使用するため、賃借権を設定するものであるため、問題はないものと思われます。契約内容は1年ごとの更新ということです。以上各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

はいありがとうございました。現地確認及び書類審査の報告が終わりましたのでこれより審議します。まず議案第3号についてご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手あり）

1. 議長（齊藤会長）

はい、3番飯泉委員

1. 飯泉委員

3番飯泉です。この賃貸料が10アール当たり[]ということで高額な賃貸料になっているのですが、3反ぶりということは年間[]、かなりですよ。この内容というのはどういう形でのビニール試験なのでしょうか。参考のためお聞かせ願えればありがたいです。

1. 議長（齊藤会長）

はい、事務局お願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はいこちらの譲受人、借り人の方なんです、他の市町村でも試験用として借用しており、栽培が目的でなく、そこにビニールハウスを作りまして、そのビニールの耐久性を研究するためということで許可が出ております。金額が高い低いは当事者間の契約によるものと考えていただければと思います。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。その他ございますか。
（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございます。全員賛成により議案第3号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第4号「農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第4号「農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可申請は1件となっております。20ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記，現況とも田，面積3,708㎡でございます。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい続いて、現地確認及び書類審査の報告をお願いします。8番羽田委員よろしくをお願いします。

1. 羽田委員

それでは区分地上権設定の許可についてを報告いたします。地図は21ページ、先ほど第5条の権利設定と同じ場所でございます。現地は管理された田んぼで既に掘削工事が行われておりました。申請者は、太陽光発電設備のための雨水排水用ボックスカルバートを、申請地の地下約30cmに埋設し、区分地上権を設定するものであります。許可しても差し支えないと思われま。また先ほど質問がありましたボックスカルバート

を埋設して既存の排水に接続するものです。各委員のご審議をお願いいたします。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はいありがとうございます。それでは審議いたします。議案第4号につきましてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。議案第4号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」こちらの方につきましては、22ページの農用地利用集積計画総括表の中でご説明させていただきます。

まず新規案件といたしまして、田が5筆11,821㎡、畑が7筆の、7,894㎡、合計12筆の、19,715㎡。貸し手が5人、借り手が5人となります。

続きまして更新の部ですが、畑のみとなります。畑が4筆で13,900㎡、合計4筆の13,900㎡となっております。貸し手が2人、借り手が1人となります。利用権の開始は、元年8月1日からとなります。合計でいきますと、田が5筆で11,821㎡、畑が11筆で、21,794㎡、合計16筆の33,615㎡です。総計で貸し手が7人、借り手が6人となります。

詳細につきましては、23ページとなります。ご参照ください。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

これより審議いたします。一括して審議を進めていきますのでよろしくお願いいたします。
それでは議案第5号につきましてご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。議案第5号にについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございます。全員賛成により議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」こちらの方につきましても24ページの農用地利用配分計画（案）総括表の中からご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が63筆の、178, 428㎡、畑が11筆の21, 130㎡、合計74筆の、199, 558㎡。貸手が27人、借手が1団体となります。権利の設定開始は、元年8月1日からとなります。

詳細につきましては、25ページから28ページとなります。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、これより審議をしてまいります。配分を受ける農業法人の役員に榎田推進

委員がなっております。従いまして榎田推進委員は議事参与の制限にあたりますので、退席をお願いいたします。

(榎田推進委員退席)

1. 議長（齊藤会長）

それでは審議いたします。

議案第6号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第6号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。榎田推進委員の復席をお願いします。

(榎田推進委員復席)

1. 議長（齊藤会長）

議案は以上でございます。

続きまして報告事項に入ります。報告事項4件一を括して事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（岩本事務局長）

はい。それでは報告事項①「農地法第4条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」をご報告いたします。29ページをご覧ください。

今回、専決処分したものは1件です。受付番号1番、筒戸地区の登記、現況畑の1筆、面積は343㎡です。駐車場として利用するための転用となります。

続きまして、報告事項②「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」をご報告いたします。30ページをご覧ください。

今回、専決処分したものは2件です。受付番号1番、2番ともに台地区の登記畑で、どちらも駐車場として利用するための売買となります。

続きまして、報告事項③「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は31ページからになります。

今回の合意解約は6件です。解約の理由ですが、所有者自身の耕作が2件、耕作者変更のための解約が2件、売買によるものが1件、転用申請のためのものが1件です。

最後に報告事項④「制限除外の農地の移動届について」です。議案書は35ページになります。今回1件の届け出がございました。こちらは太陽光発電事業に伴う開閉所の建設によるものです。報告案件は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい報告が終わりましたので、本日の議題はすべて終了しました。以上をもちまして本総会を閉会といたします。